

別紙

茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和2年茅ヶ崎市条例第3号。以下「条例」という。）に基づく利用の請求に対する利用決定に係る審査基準は、次のとおりとする。

なお、個々の案件に係る具体的な判断は、個別の審査の結果に基づき行うものとする。

第1 審査の基本方針

条例第13条に基づく利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が利用制限情報に該当するかどうかの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行う。

個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」（条例第13条第2項）に当たっては、利用制限は原則として作成し、又は取得してから30年を超えないものとする国際的なガイドライン（1968年ICA（国際公文書館会議）マドリッド大会において出された、利用制限は原則として30年を超えないとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。

また、審査においては、特定歴史公文書等に付された意見を参酌することとなる（条例第13条第2項）。「参酌」とは、市長以外の実施機関の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことであり、審査における最終的な判断は市長が行うものとする。

第2 利用制限情報該当性の判断基準

1 個人に関する情報（条例第13条第1項第1号ア（情報公開条例第5条第1号））について

(1) 「個人に関する情報」とは、思想、信条、宗教、意識、趣味等に関する情報、心身の状況、体力、健康状態等に関する情報、資格、犯罪歴、学歴等に関する情報、職業、交際関係、生活記録等に関する情報、財産の状況、所得等に関する情報、個人の属性、人格、私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報など、個人に関するすべての情報をいう。「個人」には、生存する個人のほか死亡した個人も含まれる。

(2) 個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、条例第13条第1項第1号イ（情報公開条例第5条第2号）で対応する。ただし、事業を営む個人であっても、当該事業とは無関係の情報（家族状況等）は、条例第13条第1項第1号ア（情

報公開条例第5条第1号)により公開・非公開の判断をするものとする。

- (3) 「特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」とは、特定の個人が当該情報から識別でき、又は識別できる可能性がある情報をいう。したがって、一般的には特定の個人が識別できる第一義的要素は氏名及び住所であるから、氏名等が記載されていれば「特定の個人が識別される情報」となるので、条例第13条第3項の規定に従い、これらを削除して公開することになる。

氏名等が記載されていない場合も、それ以外の部分の情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人が識別できるものであれば、「特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」に該当する。その他の情報の範囲については、何人も知り得る報道や刊行物の情報だけでなく、当該個人の近親者や関係者のみが知り得る情報が含まれることに留意すること。

なお、条例第13条第1項第1号アに該当する情報は、当該情報に係る個人が誰であることを識別させることとなる氏名等の部分だけでなく、氏名等により特定の個人に関するものであることが分かる個人に関する情報の全体であることに留意する必要がある。

直筆の文書については、筆跡から特定の個人が識別され得る場合があり、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがある場合があり得ることから、慎重な取扱いをする必要がある。

- (4) 「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、「個人」とは、当該公開請求の対象文書に係る当該「個人」のことであり、当該「個人」の保護すべき「権利利益」とは何かということを検討して判断する必要がある。

これは、情報公開条例第6条第2項の個人が識別されない部分を公開しても、個人の権利利益が害されない場合には、その部分を公開すべきことを明らかにするとともに、その反対解釈として、たとえ、個人が識別されない部分であってもそれを開示することが、個人の権利利益を害することが有り得るという前提に立ち、かかる部分は公開をしないという趣旨である。

- (5) 情報公開条例第5条1号ただし書の規定により公開する情報は、次のとおりである。

ア 「ア」について

「法令又は条例」とは、法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令と条例（規則を含む。）をいう。

この規定に該当する情報は、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報に限られ、交付を求める者又は交付を求める理由によっては交付を拒否する場合（例 利害関係人等にものみ閲覧又は交付が認められている情報）が定められていれば、「何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められる情報」には該当しない。

また、法令等の規定では「何人」とされていても、現に制限されているもの（例 住

民基本台帳と同一内容が記載されている情報) も含まないものとする。

イ 「イ」について

この規定に該当する情報としては、従来から慣行として公にされ、又は公にすることが予定されており、かつ、今後公表してもそれが他人に知られたくない情報でないことが確実なもので、次のようなものがある。

(ア) 市が市民に対し公表することを目的として作成し、又は取得した情報であって、市民も公表することについて了承しているもの

(イ) 公表することを前提として提供された情報

(ウ) 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報

「慣行として公にされ」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

例えば、当該情報と同種の情報が、ある特定の団体又は個人が作成したホームページにより公表されていたとしても、慣習として公にされているとみなすかどうかは、社会通念と照らし合わせて慎重な判断が必要とされる。

また、「公にされ」とは、当該情報が現に一般人が知りうる状態に置かれていれば良く、現に広く一般に知られている事実である必要はない。

なお、過去に公にされたものであっても相当期間の経過により公開請求の時点では、公にされているとは判断できない場合があることに留意する必要がある。

ウ 「ウ」について

公務員の職務の遂行に関する情報について、市政を市民に説明する責務を全うするという観点から、公務員の職及び職務遂行の内容に係る情報を公開することを規定したものである。

なお、独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）において、公務員と同様の取扱いがなされているため、この規定の対象としたものである。公務員等とは、①国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（次の②に該当する役職員で、国家公務員の身分を与えられている者を除く。）、②独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等の役職員、③地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び④地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役職員である。公務員には、一般職のほか特別職も含まれる。

また、以前に公務員等であった者（個人）が当然に含まれるものではないが、当該

個人が公務員等であった当時の情報については、本規定を適用する。

「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報（例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席及び発言、その他の事実行為に関する情報等）をいい、公務員等の情報であっても、人事管理上保有する、職員等の健康や休暇、身分取扱いに関する情報等は、公務員の職務の遂行に係る情報には含まれない。

また、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については「イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の規定により公開又は非公開の判断をする。

なお、この規定は、公務員の職務の遂行に関する情報の個人情報該当性について定めたものであり、公務員の職務の遂行に関する情報であっても他の非公開情報に該当する場合は非公開となることに留意する必要がある。

エ 「エ」について

この規定は、人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事象から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在しており、このような危害等から市民を保護するため公開することが公益上必要な情報の公開について定めたものである。判断に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、身体、健康、生活又は財産への危害からの保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、この規定により個人に関する情報を公開しようとする場合は、条例第19条第2項（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手続が必要となる。

- (6) 特定歴史公文書等に記録されている個人に関する情報については、作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限事由に該当しないと判断することとなるが、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う際の「一定の期間」の目安については別表のとおりとする。

2 法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（条例第13条第1項第1号イ（情報公開条例第5条第2号））について

- (1) 「法人その他の団体」とは、商法上の営利法人、公益法人、社会福祉法人等の法人のほか、法令上の法人格を有しない団体を含むものである。「団体」とは、団体として規約等を有し、かつ、代表者の定めのあるものをいう。国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、他の非公開情報で対応することとし、条例第13条第1項第1号イ（情報公開条例第5条第2号）の法人の範囲から除外することとした。

なお、独立行政法人等及び地方独立行政法人については、独立行政法人等情報公開法において、国及び地方公共団体と同様の取扱いがなされているため、条例第13条第1項

第1号イ（情報公開条例第5条第2号）から除外した。市が出資その他財政上の援助を行う法人等（出資法人等）は、「法人その他の団体」に含まれる。

- (2) 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

また、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず事業そのもの（事業内容、事業所等）に関する情報のほか、事業用資産、事業所得等に関する情報を含むが、当該事業と直接関係のない個人に関する情報（家族状況等）は、条例第13条第1項第1号ア（情報公開条例第5条第1号）で判断するものとする。

「事業を営む個人」に該当するか否かについては、請求された行政文書に記載された事項から明らかな場合を除き、当該個人に対し、照会等をするなどして適正かつ慎重に判断するものとする。

- (3) 法人等又は事業を営む個人に関する情報で非公開とするものは、情報公開条例第5条第2号アの「公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報であり、これに該当する情報の典型的なものとしては、生産技術上又は販売上のノウハウに関する情報、信用上の正当な利益を害する情報がある。

公開請求に係る情報が当該法人等又は当該個人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報に該当するかどうかは、当該情報の内容のみでなく、法人等又は事業を営む個人の性格、目的、事業活動における当該情報の位置付け等にも十分留意しつつ、慎重に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- (4) 情報公開条例第5条第2号イも法人等又は事業を営む個人（以下本号において「法人等」という。）に関する情報で非公開とするものであるが、「実施機関の要請を受けて」という要件が設けられているのは、法人等が自己に有利な政策決定を求めて、そのための資料を実施機関に持ち込んだような場合における非公開の約束は、保護に値しないからである。

実施機関が事務をする上で必要であるため、法人等に提出を依頼した場合に限って、情報公開条例第5条第2号イの条項が適用される。

したがって、法人等が非公開の条件を一方的に付しただけでは、「公開しないという条件で任意に提供された情報」には該当せず、実施機関が当該条件を了承していることが必要である。

「個人又は法人等における通例として」とは、当該法人等ではなく、当該法人等が属する業界、業種の通常の慣行に照らして判断することを意味する。したがって、当該法人等が非公開とすることが通例であると主張しさえすれば足りるものではなく、客観的にみて、当該法人等が属する業界、業種において、非公開とする慣行が存在するかを

判断することになる。

また、「当該情報の性質」も公開か非公開かの考慮の要素になっている。

「当時の状況等」とは、当該条件が付された時点における諸事情を基本に判断することを意味すると同時に、他方において、その後の事情の変更を勘案する余地も残している。したがって、例えば、約束を締結した法人が解散してしまい、存在しなくなった場合、その後の事情の変更を考慮して公開する余地が生ずる。以上のような要件のもとで約束の合理性が審査され、不合理な約束は保護されないこととしている。

- (5) 情報公開条例第5条第2号ただし書は、人の生命、身体等への危害等が現に生じている場合に限らず、将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合であって、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が後者のそれを上回る際には、当該情報を公開しなければならないとするものである。適用に当たっては、当該法人等又は当該個人の事業活動が違法又は不当であることを要せず、また、必ずしも事業活動と危害との明確な因果関係が確認されている必要はない。

なお、この規定により法人等又は事業を営む個人に関する情報を公開しようとする場合は、条例第19条第2項（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手続が必要となる。

3 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報（条例第13条第1項第1号イ（情報公開条例第5条第4号ア若しくはオ））について

- (1) 情報公開条例第5条第4号には、市の機関が行う事務又は事業に関する情報のみならず、その内容、性質等が同様である国若しくは他の地方公共団体の機関の情報も含むものである。

また、独立行政法人等及び地方独立行政法人に関する情報は、独立行政法人等情報公開法において、国及び地方公共団体に関する情報と同様な取扱いがなされているため、情報公開条例第5条第4号の対象としたものである。

- (2) 「監査、検査、取締り又は試験」とは、指導監査、立入検査、試験の実施等のほか、税務調査、各種の監視、巡視等の事務が含まれる。「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、これらの事務に関する情報の中には、例えば監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公表すれば、適正かつ公平な評価や判断の前提となる事実の把握が困難になったり、法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠ぺいするなどのおそれをいう。

事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の者に法規制を免れる方法を示唆するようなものも該当する。

(3) 「市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業」とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）等の適用される事業をいう。市の場合、茅ヶ崎市立病院事業及び公共下水道事業が該当する。

これらの企業及び独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報は、法人等に関する情報（情報公開条例第5条第2号）と共通する部分があるが、市、国若しくは他の地方公共団体が経営していることに照らして、市民に説明する責務を重視した判断が必要となる。つまり、「正当な利益」とは、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、非公開とする範囲は、法人等に関する情報に比べてより狭いものとなる場合があり得る。

4 法令等の規定による情報（条例第13条第1項第1号イ（情報公開条例第5条第5号））について

(1) 「法令等」とは、情報公開条例第5条第1号において法令又は条例（規則を含む。）をいうとされている。法令には、法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令が含まれる。

(2) 「実施機関が法律上従う義務を有する国若しくは県の機関の指示」とは、国の機関等からの指示であって、法令に根拠があり、実施機関を法的に拘束するものをいう。

(3) 「指示」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へにおいて規定する指示、同法第245条の9に規定する処理基準その他これらに類するものをいう。

(4) 「公開することができないとされている情報」とは、法令等、基準又は指示の文言、趣旨等からみて明らかに公開することができないと判断され得る情報をいう。

第3 寄贈者又は寄託者の意向に基づく利用制限に関する判断基準（条例第13条第1項第2号）

市長が法人等又は個人から寄贈又は寄託を受ける場合には、寄贈者又は寄託者の意向を最大限に尊重することとし、利用制限についても特段の配慮を行うこととするが、本号に規定する「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。

第4 原本の利用制限に関する判断基準（条例第13条第1項第3号）

「特定歴史公文書等の原本」とは受入れから、保存に必要な措置、目録の作成および排架又は適当な措置を経て、当該特定歴史公文書等を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質および形態により原秩序を構成するものをいう。

利用請求に係る特定歴史公文書等について、条例第13条第1項第3号に基づき原本の利用を制限する場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」とは、水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴

史公文書等に記録されていた情報、材質および形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性がある場合であり、このときは原本の利用を制限することができる。

なお、合理的な費用および時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用の制限を行わず、適切な期間をおいて利用を実施するよう努めなければならない。

- 2 「原本が現に使用されている場合」とは、利用請求に係る当該特定歴史公文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない場合をいい、その期間は原本の利用を制限することができる。

第5 部分利用に関する判断基準（条例第13条第3項）

利用請求に係る特定歴史公文書等について、条例第13条第3項に基づき部分利用をさせる場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「容易に区分して除くことができるとき」

- (1) 「容易に区分して除くことができるとき」については、当該特定歴史公文書等のどの部分に利用制限に係る情報が記録されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分利用の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることをいい、「除く」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分を、その内容が分からないように黒塗り等を行い、当該内容が分からないように公文書から物理的に塗抹することをいう。録音テープ、ビデオテープに記録された電磁的記録であって、用紙等に印字・印画することができず、かつ、再生機器の操作等によって利用制限に係る部分だけを除いて視聴・聴取することも技術的に困難であるもののように、一卷に利用制限に係る情報が含まれる場合は、一般的にはその巻全体を利用制限せざるを得ない。

なお、電磁的記録について、利用制限に係る部分とそれ以外との分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

- (2) 利用制限に係る情報が記録されている部分を除くことは、複写機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。しかし、特定歴史公文書等については、条例第11条において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまると考えられる。

このため、利用制限に係る部分を黒塗りするために原本を複写することを原則とすれば、特定歴史公文書等の劣化が進んでいる場合などは、当該文書を破損させる危険性を防ぐため、本項の「容易」の判断に当たっては、個々の事案ごとに慎重に検討する必要がある。

2 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、利用制限に係る情報を除いた残りの部分が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等利用させても意味がないと認められる場合を意味する。

なお、「有意」性の判断に当たっては、利用請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、利用請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、客観的に判断すべきものである。

第6 本人情報の取扱いについて（条例第14条）

個人情報利用制限情報に該当する（条例第13条第1項第1号ア）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第14条の規定に基づき取り扱うことになる。

なお、仮に当該情報が「本人に係る個人情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人情報」でもある場合を含め、条例第13条第1項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、条例第13条の規定により判断することとなる。

別表

30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間（目安）	該当する可能性のある情報の種類の例（参考）
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年 を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害 その他の健康状態
<p>（備考）</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。</p> <p>4 「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。</p>		